

広島国際会議場応募要領に関する質問と回答

	資料名	該当箇所	質問	回答
1	応募要領	6(1) (指定管理料の上限額)	「指定期間中における一定程度の物価上昇を見込んだ額としている」とありますが、一定程度の物価上昇率とは何パーセントを指すのでしょうか。	物価上昇については、日本銀行が「物価安定の目標」を消費者物価の前年比上昇率を2%と定めていることや、昨今の物価上昇の状況を踏まえ、令和5年度決算額を基準として毎年度2%の上昇を見込んでいます。人件費も同じ割合です。 リスク補填については、指定管理者の選定時に予見できる範囲を超えるものかを検討の上、判断することになります。
2			7月25日の新聞で最低賃金の50円、率にして5パーセント賃上げが報道されていますが、こうした賃金上昇は5年間の人件費積算に含まれていますか。含まれていない場合のリスクは補填されますか。	
3	業務仕様書	2(5)イ(c) (利用料金の減免のうち、広島市の使用に係る減免)	減免の見込み額が設定されていますか。利用料金収入に影響がありますので、あればその想定額を教えてください。	過去2か年度の減免額は、以下のとおりであり、おおむねこの金額を想定しています。 5, 348千円(令和4年度) 7, 067千円(令和5年度)
4			実際に減免した場合に補填は考慮されますか。	考慮されません。
5			「施設の設置目的の達成に直接つながる使用」の基本的な考え方を教えてください。また、その減免基準に該当するかどうかは、指定管理者の判断でしょうか。	広島国際会議場条例第1条に規定する「国際交流の推進」及び「市民の文化の向上」の達成に直接つながる使用のことを指し、例えば、本市職員のみによる会議等での使用はこれに該当しません。また、減免基準に該当するかどうかは、本市が判断します。
6	業務仕様書	4 (リスク分担)	開館から35年以上経過し、エレベーターの部品供給が終了するなど、早急な設備の交換や更新が必要であると考えています。確認ですが、エレベーターの故障、空調機故障、配管損傷等、設備不良のため、閉館せざるを得ない場合のリスクは広島市側にあると解してよいでしょうか。	施設改修等による休館又は閉館に伴う利用料金減収に係るリスクは、基本的には本市が負担します。
7			物価の変動リスクは指定管理者の負担とありますが、もし指定管理料上限額の積算時の想定を上回る物価上昇があった場合には、特別な配慮がありますか。(例えば、近年の光熱費の急激な値上がりや物価・人件費の高騰などのケース)	質問のような場合には、指定管理者の選定時に予見できる範囲を超えるものかを検討の上、追加措置を行うかどうかを判断します。
8			感染症の大規模な流行など想定外の事態による利用料金の減収があった場合には、特別な配慮がありますか。	不可抗力により指定管理者に損失や増加費用が発生した場合は、本市と指定管理者で協議を行い、合理性の認められる範囲で本市が負担することとしています。なお、不可抗力によるものかどうかは、その事象が予見できたかどうか、未然に防ぐことができたかどうかということなどを基本に、個々の状況に応じて判断することになります。
9	業務仕様書	別紙3 (経費負担の考え方)	修繕に関する記載がないのですが、会議場の入居団体・目的外使用者等が使用するスペースは、小規模な修繕であれば指定管理者が実施するのでしょうか。また、その費用は指定管理料に含まれていますか。	当該箇所も指定管理者が行う施設及び設備の維持管理に関する業務の範囲に含まれており、原則として指定管理者が実施します。また、これに伴う経費は、指定管理料に含まれています。なお、これらの使用者の責めによる損害が生じた場合は、当該使用者が負担します。